

議会だより

- ▶ 臨時会 … P15
- ▶ 令和2年度 補正予算 … P16
- ▶ 全員協議会 … P19

議会会期 令和2年
臨時会: 11月24日
12月定例会:
12月11日～18日



「寝覚の春」 鈴木典久氏 第43回ひのきの里上松フォトコンテスト 推薦、中日新聞社賞、上松町観光協会賞

議長新年あいさつ

上松町議会議長

永井 嘉男



あけましておめでとうございませう。

日頃より、住民の皆様方には、議会活動にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

昨年は東京オリンピック・パラリンピックの年でしたが、中国の武漢市で発生した、新型コロナウイルスの感染拡大により、大会の一年延期が決定しました。いまだに感染拡大は収まらず第三波の真ただ中にいます。

ファイザー社などが開発した新型コロナウイルスのワクチン接種が十二月八日からイギリスで始まり、日本にも供給が予定されています。ワクチンを手にしたことで、世界的大流行は収束に向かっ

てくれるのでしょうか。

本当に早く普通の生活に戻れて、感染者に浴びせられる誹謗中傷がなくなってくれることや、再び経済活動が活発に行われるようになってくれることを願っています。

予想もしない自然災害や感染症との戦いの日々の中でも、閑取の御嶽海が今年こそ大関に上がってくれて、町に元気をもたらしてくれるのを楽しみにしています。

また、三月には新庁舎が竣工を迎え、五月の連休明けには庁舎への引っ越しが終わる予定です。

町民の日常を支える機能的な庁舎として、災害時にも頼れる安心・安全な拠り所として、町民に末永く愛される庁舎が出来ます。

議会も住民の暮らしがより良く、安心して過ごせるように、一丸となって進めてまいります。

結びに、上松町の益々の発展と、町民の皆様方のご健勝とご多幸を祈念申しあげまして、新年のご挨拶といたします。

コロナ禍の中、帰省に必要な対策を求める

答 小中高生を含め総合的に対策を講じる

山村博喜 議員



Q コロナ禍の中、学生が安心して帰省できるよう必要な対策を求めるとの十一月二十六日質問通告をしたところ、上松町では十一月三十日にホームページ上で、令和二年度上松町新成人者及び大学生等新型コロナウイルス感染症検査費用助成事業と題して、新成人者・大学生等に年末年始に当町に帰省する方を対象に検査費用を補助するとの掲載がなされた。このことについては一定の評価ができるが、この際夏場の帰省等も考慮して期間を区切らずに一回につき上限一万円、年間二回ないし三回までとしてはいかがかと思うがそのような考えはないか。

A コロナ禍の中、学生が安心して帰省できるような必要ないか。高生を含め若い人たちを総合的に支援していく考えだ。

Q 子供は、アルバイトをして学生生活の足しとしていたが、コロナ禍の中、今までのようにバイトもままならないでいると、対象学生がいる保護者が語っていた。そこで帰省時にかかる、交通費を補助してはと考えるが、そのような考えはあるか。

A 帰省時の補助ということではなく、地元におられる方を含め若い人たちが全体を総合的に応援できるような支援策を事務方に指示しているところだ。心につながる故郷を目標とした施策になるよう考えている。



散骨についての上松町条例は有るか

答 町条例はない、木曽郡全体の町村長会で対応する

山本勝己 議員

- Q 町内の某葬祭業者より散骨の広告が出された。現法律では散骨を規制する法律はない。私は散骨に対しても業者に対して批判する者ではない。それを前提にお話する。規制を掛けるならば自治体の条例しかないが上松町に条例は有るか。
- A 今は何もない。
- Q 主に規制を設けている都道府県は五つ。特に北海道、静岡県は観光地の風評被害やブランドイメージの低下、公衆衛生の保全を目的として条例を制定している自治体が数多く有る。この木曽で散骨が規制なく行われると、観光、漁業、農業、林業への風評被害は避けられない。風評被害対策と各業界への救済処置は考えているか。
- A 町村会の課長会でも散骨の話は出ている。今後他町村との情報を密にして風評被害対策等で対応して行く。
- Q 木曽は日本遺産である。町長の考えをお聞きしたい。
- A 今の所、風評被害は出てないが全国の事例を参考に町村会で対応していく。
- Q 四年前福祉と観光の町を謳い町長に当選された。しかし社協の実体はデイサービスの廃止、介護保険事業の赤字決算。町長はこの現実をどうとらえているか。
- A デイサービスの環境が悪化する中で民間と社協の共倒れを防ぐために撤退を協議会で決めた。赤字は特に住宅介護であるが当面維持は出来る。考える。
- Q もつと計画的な運営方針が必要ではないか。
- A 社協の経営は社協で考えよう。町も協力する。
- Q 町長四年間観光に対し何をしてきたかお聞きする。
- A 景観整備等行政で出来る事はしてきた。
- Q 時間が無いので言う事だけ言います。観光と社協のトップを兼務させているのが問題ではないか。大桑村は大型スーパー、ドラッグストア、ホームセンターを誘致。上松は廃業する店は有っても誘致された店は無い、金融機関が無くなりタクシーは十一時で無くなる、こんな町に人口は増えますか。次期出馬ならもつと現実を見て手を打って下さい。
- A (答弁なし)



町民からの要望の取り扱いは

答 要望の大・小に関係なく対応している

鎌倉寿恵 議員

- Q 日々の暮らしの中に、より良い行政が必要と考える。町民の皆さんからの各課に寄せられる要望の取り扱いについて問う。
- A 地区要望の対処の仕方は。平成三十年より八月末までに要望事項を提出して頂き、各課担当で検討。年度末には地区回答できるように調整している。
- 三十年度百八十件、令和元年度百二十件、本年度七十九件あるが優先度の判定基準に照らし既に実施している事業・継続している事業・新規事業と個別対応をしている。
- Q 個人から寄せられる要望の取り扱い。
- A 電話・メール等様々な形で寄せられるが、その都度可能な限り現場の確認を職員と本人立ち合いのもと実施している。事案の緊急性や危険度、即時に対処できるものに分けてその都度対応している。即時対応できないもの等は地区要望として挙げていただいている。また、現場作業日誌等で記録管理している。
- Q 住民の皆さんへの回答形式は。
- A 要望には、民有地や国・県の管理下にある要件もある。現場にて即答できる事案、或いは持ち帰り検討する事案とあるが、その都度口答で伝えている。
- Q 町民の皆さんの「毎年要望しているが・」との声も聴かれる。口答形式により行政側の意向と住民との間にズレが生じていると考えられる。
- A 解消の為の施策は。各課において口答による回答形式を、文書化・ルール化することを目指していく。またケースごと細かく対応していく事も大事と考える。
- Q 現在住民にとって最も身近な要望「小さな声」に応えているか。
- A 時として予算の関係も生じるが要望事項の大・小の判別する事なくすべての係が対応している。





消防団本部の施設はどうするのか

答 令和3年度に新庁舎南側に建設予定である

鈴木紀夫 議員

Q 新庁舎に入居予定の八十二銀行上松支店の月額賃貸料はいくらか。また駐車場使用料はいくらか。

A 単純に面積で決めるのではなく、共有部分（自動ドア・トイレ等）を含めて県内の他の施設を参考にしながら、月額あるいは年額にするのかなど賃料を銀行担当者と協議している段階である。

Q 新庁舎に消防団本部の施設が見えない。新庁舎基本計画・基本構想には団本部の設置が明記されているが、団本部の施設はどうするつもりか。

A 平成三十年八月に庁舎建設特別委員会から庁舎内に消防団本部が有った方がよいなどの意見が出されたが、消防団から流しやトイレは自分の所で完結できる方が望ましいという要望や、町としてもセキュリティ等を考えた場合、独立した管理の方が良いと回答している。その後消防団との協議の中で規模を若干小さめにして新庁舎南側に建設を計画し、令和三年度に予算計上して早期の完成を目指す。

Q 大屋町長の青空自転車町長室のご自身の評価と反省は、

A 公約の開かれた行政の具現化で青空自転車町長室を行い、地区の皆さんや企業の皆さんと率直な意見交換が出来た。緊急の課題にも全力で対応できたと思っている。

Q 一期目でご自身が目指された政策はどこまで出来たか。

A 二十四項目を掲げ、二十項目はなんらかの形で実現できたと思っている。木曽広域連合と共同で木曽CATV事業や、ねざめ学園など事業団体と連携しながら県や国の方にも働き掛けている。

Q 二期目に目指すものは、またどのような上松町にしていきたいのか。

A 第一に人口減少問題。移住定住を望む人にどうすれば町の魅力を生かして選ばれる町にしていけるか。婚活支援や未満児保育を継続していき、リニア新幹線や高速移動時代を見据えながら、一方で上松技専校に来る若者の夢を支援していく事や、森林浴発祥の郷として健康と結びついた産業活性を目指していく。上松町に暮らして良かったなど実感でき、笑顔こぼれる町にしていきたいと思っている。



過去最大の予算と借金残高を、どう考えるか

答 大変な他町村のようにならないよう進める

森 茂雄 議員

Q 耐震性のない危険な旧庁舎は、いつ取壊し、跡地利用はどうするのか。

A 取壊し時期も跡地利用も決まっていない。

Q 消防団本部移設は庁舎取壊し時期に関係なく行うか。

A 来年度早々に行う予定。

Q 消防団への軽自動車配備や消防自動車運転免許取得者への補助は検討しているか。

A 車両は消防団と協議し、運転免許取得費補助は、来年度要綱を整備し実施する。

Q 新庁舎費用十六、五億円、基金取崩し四、四億円、借金十一、二億円の暫定値が出た。近年借金して返済する自転車操業を繰返しており貯金にあたる財政調整基金も約三億減ったが今後どんな優先順位と考え方で運用管理していくのか。

A 優先順位等は決めていないが、実質公債費比率十二%を上

限に管理していく。

Q 働く世代が激減する中、本年度一般会計予算及び借金残高共に過去最大である。この点どう受け止めているか。

A 町自主財源は二十数%であり、借金を活用して行政運営することがトップの責任と考えている。大変な他町村のようにならないよう進める。

Q コロナ禍、疾病予防十二種類大半の検診・健診日程変更が余儀なくされ、行政の懸命な努力の下実施しているが受診対象者へ漏れなく変更日程の通知を行っているか。

A 対象者個別に通知し、三密対策を含め対応している。

Q ウォーキングイベントはコロナ禍、健康維持とストレス解消に大変有効である。今後、多くの住民が参加できる方法を検討しているか。

A 年二回・四か月、スマホを持たない人も参加できる方法をしっかりと広めていく。

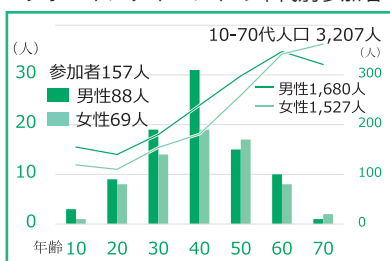
Q 学校の新しい生活様式に違い、小中学校の密閉状態を数値管理する考えはないか。

A 今後、二酸化炭素濃度測定による換気の良否管理を検討していく。

町の貯金と借金残高の推移 (億円)

貯金と借金残高	平成 28 決算値	令和 2 予想値
貯金 (財政調整基金)	9.9	7.5
借金残高 (一般会計)	39.6	54.5

ウォーキングイベントの年代別参加者





コロナ禍、町民の心のケアにどうあたるか

答 各機関と連携して対応する

水澤まどか 議員

- Q** コロナウイルス感染症に警戒する日々が続く、心身が疲弊してしまう。最近の神経生理学的な知見では、誰かと一緒にいることで神経を調整しあう「協働調整」というしくみがある。とされ、他者と交流する機会が減ったことで、このしくみを活用できない状況が続く。全国的に自殺者が増加している中、子供達、町民の心の状態を把握しているか。

A 本曾保健所では有症状、心の問題等の相談に応じている。町では、健康増進センターで感染症への不安などの相談を行っている。また「健康ダイヤル24」で二十四時間の電話相談を行っている。学校では年二回の無記名アンケート、毎月のスクールカウンセラーの訪問など、子供達、教職員、保護者の心の健康に留意している。複数担任又は支援員を置くことで、一人一人に目が届くよう組織的なしくみが根付いている。困っている方が選んで相談できる体制をとっている。寺子屋食堂はテイクアウトで家族の交流を深めていただく新たな公民館活動として事業を進めている。
- Q** 今後町民の困りごとは健康、経済、子育て、介護など多岐に渡って増加する可能性がある。対応する準備はあるか。

A 郵便局との包括連携協定、社協の生活支援コーディネーター、民生児童委員など連携を取り、住民と協力の上、地域課題に取り組む。納税困難者には徴収猶予の特例や軽減措置など諸条件に応じて行っている。また、買い物支援事業では安否確認を行っている。
- Q** SOSを出せない人もいる。臨床心理士等の配置が急務と考えるが如何か。

A 小学校では児童、保護者、教職員がSOSの出し方を学ぶ授業を行った。専門職の常時の配置は難しいが月何回かサポートを受ける体制を検討したい。人を探しながら前向きに考えていく。
- Q** 結束を高めるために異質を排除する心理特性があるという認識を超えて、多様性を含んだ社会への変容が「住んでいたい帰ってきたい訪れてみたい上松町」になると考える。

注1 ポリバーガル理論（イリノイ大学精神医学科名誉教授Stephan W. Porges博士）

注2 信州大学医学部付属病院こどもの心診療部長 本田秀夫医師著書より

臨時会 専決処分・条例改正等の議決結果

令和2年11月24日

専決処分	令和2年度上松町一般会計補正予算（6号）	承認
	令和2年度上松町一般会計補正予算（7号）	承認
条例改正	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	可決
	特別職の職員で常勤の者等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	可決
	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	可決
	上松町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議員発議	「防災・減災、国土強靱化の為に3か年緊急対策」の延長・拡充等を求める意見書	可決

臨時会 令和2年度一般会計補正予算

一般会計（第6号）	補正額	1,140万円	総額	58億6,661万円
主な歳入				
国庫支出金	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金			1,140万円
主な歳出				
商工費	上松町商工会育成補助金			1,140万円
一般会計（第7号）	補正額	850万円	総額	58億7,511万円

主な歳入

繰入金	財政調整基金繰入金	850万円
-----	-----------	-------

主な歳出

土木費	町道高山線法面崩落応急対策工事	850万円
-----	-----------------	-------



町道高山線法面崩落応急対策工事

一般会計（第7号）

森議員 町道高山線は臨時の工事という扱いでよろしいか。

A 臨時ではなく緊急対策工事。

森議員 それでは、以降本復旧を行うと言う事で本復旧の予定年度が今年度なのか次年度なのか又予算措置をどの様に講じるのか。

A 今回の応急対策工事はあくまでも通行止めの回避である。三年間は直轄砂防の工事があるので、改修工事は三年後という予定。状況により早まる可能性はある。

主な質疑応答

議会だより第170号に数字の誤りがありましたので訂正いたします。

20ページ 「令和2年度一般・特別・公営企業会計補正予算」「一般会計歳入」中

誤 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金 1億1,746万円」

正 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金 1億174万円」

令和2年度 一般・特別・公営事業会計補正予算

一般会計（第8号） 補正額 8,455万円 総額 59億5,966万円

主な歳入

国庫支出金	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	3,713万円
繰入金	財政調整基金繰入金	7,000万円
町債	緊急防災・減災事業債（防災行政無線更新事業の入札差金）	△2,780万円

主な歳出

総務費	老人ホーム木曾寮用地購入	1,410万円
	上松町観光協会・ねぞめホテル補助金	1,280万円
商工費	商工会育成補助金（キャッシュレス事業）	1,500万円
土木費	道路除雪融雪対策事業（業務委託、機械借上料）	1,210万円
消防費	新型コロナウイルス感染症拡大防止避難所（社会体育館）	
	環境整備事業	4,500万円

その他の主な補正

障害者自立支援事業	△915万円
子育て包括センター支援事業（健康増進センター改修）	450万円
県営中山間地域総合整備事業	752万円
小中学校教員用パソコン購入等	249万円

国民健康保険特別会計（第3号） 補正額 742万円 総額 3億7,206万円

下水道事業会計（第3号）

収益的収入	補正額 68万円	総額 1億9,978万円
収益的支出	補正額 68万円	総額 1億9,806万円
資本的支出	補正額 △70万円	総額 1億2,301万円

主な質疑応答

歳入

鈴木議員 商工費キャッシュレス事業の内訳と事業の移行時期はいつ頃か。

A 現行の商工会ゆめカエルポイントカードからキャッシュレス方式に切り替える。費用は、新たなシステム構築のための端末とソフトとなる。移行時期は来年七月の予定。

鈴木議員 小中学校教員用のパソコン購入は、教員に貸与するものか。

A GIGAスクール構想で使用するパソコンと同一のものを貸与する。

横井議員 四千五百万円を投じる社会体育館の改修内容は何か。

A 避難所のコロナ対策として大型給排気装置、冷暖房装置、移動式発電機の引出し口の設置や屋根の断熱のため遮熱塗料で塗装を行う。

森議員 財政調整基金七千万円は、何に引き当てるのか。

A 社会体育館整備費四千五百万円の他、老人ホームの用地購入費等と除雪関係となる。

る。

森議員 用地購入費は特定目的基金を使用すべきであり、除雪費用は通年業務であることから一般財源を引き当てるべきと考えるが、何故、財政調整基金を使用するのか。

A 事業主体が木曽広域連合であり、特定目的基金の積み立ては行っていない。

除雪は、一般財源不足のため財政調整基金を使用する。

水澤議員 キャッシュレス事業は、町外の観光客も利用可能か。

A 行政イベント参加ポイント付与など、町民主体の利用を考えている。将来は木曽郡内まで拡大したい。

水澤議員 赤沢修繕工事の実施は、必要ない工事か。

A 軌道整備費用であり、来春に実施の予定。

森議員 子育て世代包括支援センター設置準備事業の内容と工事概要は。

A 保健衛生と公民館と連携して子育て支援が行えるよう健康センター会議室を改修し、そこで預かりを行いながら包括的に妊婦から十八歳までの対象者の支援を行うもの。

条例制定及び改正等の議決結果

報 告	損害賠償の額の決定の専決処分報告について	一
条 例	上松町議会議員及び上松町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	可 決
	上松町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について	可 決
	上松町国土強靱化地域計画策定委員会設置条例の制定について	可 決
	特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	可 決
	上松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	可 決
	上松町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	可 決
	町税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について	可 決
	特別職の職員で常勤の者等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	可 決
契 約	工事請負契約の締結について (令和2年度上松町定住促進住宅田代ハイツE棟建設工事)	可 決
	物品購入契約の締結について (令和2年度上松町新庁舎備品購入事業その1. 執務室エリア)	可 決
	物品購入契約の締結について (令和2年度上松町新庁舎備品購入事業その2. 会議室、町長室、議会事務局、風除室エリア)	可 決
	物品購入契約の締結について (令和2年度上松町新庁舎備品購入事業その3. バックヤードエリア)	可 決
補 正 算	令和2年度上松町一般会計補正予算 (第8号)	可 決
	令和2年度上松町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)	可 決
	令和2年度上松町下水道事業会計補正予算 (第3号)	可 決

陳情	上松町 土木費予算の増額を求める陳情書	継続審査
	安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書	採 択
	国土交通省告示第98号の履行に関する陳情書（上松町へ結果通知）	採 択
	最低制限価格の設定に関する陳情書（上松町へ結果通知）	採 択
発議	耐震診断・耐震改修に関する陳情書（上松町へ結果通知）	採 択
	安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について	可 決

主な質疑応答

国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
山村議員 令和五年度の時点で郡内統一の税率になるという事でよいのか。
A 令和五年度の時点で郡内統一の税率にはならない。今、県下で統一の税率について検討している。格差がかなりあり、調整している。
物品購入契約の締結について（上松町新庁舎備品購入事業）
茂澄議員 契約をエリアごと三つに分けた理由は。
A それぞれのエリアごとに物品を分けた方が具体的にいいたろうということ、入札の関係で分けてある。
茂澄議員 納期限が三月三十一日になっているがこれで大丈夫か。
A 備品の関係にはレールの設置など工事関係のものもある。ぎりぎりになるものもあるかと思うが、三月三十一日以前に入荷する状況になっている。

条例制定及び改廃の説明

① 上松町議会議員及び上松町

長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について

〔制定理由〕

公職選挙法の改正、ならびに全国町村議会議長会及び全国町村会からの要望により、町の選挙における立候補にかかる環境を改善するため、選挙運動に係る費用を規定の範囲内で公費負担とするもの。

② 上松町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について

〔制定理由〕

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が減少している中小企業等への資金繰り支援措置として、利子補給事業又は信用保証料補助事業の財源に充てる基金の運用等の整備に関するもの。

③ 上松町国土強靱化地域計画策定委員会設置条例の制定について

策定委員会設置条例の制定について

〔制定理由〕

防災・減災等に資する国土強靱化法に基づく上松町国土強靱化地域計画策定委員会の設置に関するもの。

④ 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

上松町国土強靱化地域計画策定委員の報酬及び費用弁償に関するもの。

〔制定理由〕

上松町国土強靱化地域計画策定委員の報酬及び費用弁償に関するもの。

⑤ 上松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

上松町の国民健康保険事業の運営に関する協議会からの答申ならびに地方税法施行令の一部を改正する政令の公布により改正するもの。

〔改正理由〕

上松町の国民健康保険事業の運営に関する協議会からの答申ならびに地方税法施行令の一部を改正する政令の公布により改正するもの。

⑥ 上松町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

上松町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

〔改正理由〕

地方税法等の一部改正により改正するもの。

⑦ 町税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例

地方税法等の一部改正に伴う延滞金の額との均衡を図るために改正するもの。

〔改正理由〕

地方税法等の一部改正に伴う延滞金の額との均衡を図るために改正するもの。

⑧ 特別職の職員で常勤の者等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

町営墓地区画の使用許可事務処理誤りの引責に係る特別職の給与を減額するもの。

〔改正理由〕

町営墓地区画の使用許可事務処理誤りの引責に係る特別職の給与を減額するもの。

全員協議会の報告（議会と町の意見交換）

① 指定管理者への補助金交付に關して

説明 赤沢自然休養林（観光協会）、ねざめホテル（上松観光開発）は当町にとつて雇用及び観光の重要な施設である。

開園延期、コロナ禍、七月豪雨と経営は厳しい状況が続いている。この度国からの「地方創生臨時交付金」の対象となる事が確認された為、指定管理事業者に補助金を交付したい。

森議員 現在の負債状況は。

A 繰越負債が四百五十万円（観光協会）、長期借入残高が四千万円（ねざめホテル）。

山村議員 暫くは国からの交付金で補てんされるとして、この先コロナ禍が続いた場合の見通しは。

A 第二次までの臨時交付金を活用する。三次は確定していないので未定。

山村議員 コロナ禍を受けているのは、二業者だけではなく。町内業者とのバランスは。

A 今回の補助金は「町が所有している施設の為の固定費を補助する」との限定の趣旨の為、全額ではない。両施設とも町所有の物であり、観光の柱である。町民の財産であり、引き継いで事業としてやっていかなければならない。企業に対しては国からの給付金等も出ている。

② 木曾広域連合 木曾寮用地取得に關して

説明 平成十二年より木曾広域連合（以下広域連合）において木曾寮の移転にむけて取り組んできた。現在、令和六年四月の新施設開設を目指している。新施設建設場所は上松町荻原上松莊隣接地と決定しており当町が用地確保にあ

たってきたが、確保の目途が立ったことから用地取得にかかる関連経費を計上した。

森議員 木曾寮の用地は買い上げとしているが、隣接の上松莊の敷地も合わせて取得する計画はないか。

A 上松莊は誘致的な扱い。地目が宅地のため買い上げには費用が膨大なため現状のままとする。

鈴木議員 新施設の建設予定地は土砂災害警戒区域のため、用地の嵩上げとなっているが費用は何処が負担するか。

A 木曾寮移転改築基本計画の要項の通り広域連合が負担する。

森議員 建設予定地決定の責任者はどこか。

A 木曾広域連合である。

予定地の安全性、避難計画等も含めて県の社会福祉審査会の審査が必要。また避難確保計画の支援等、町も一緒に考えていく。

③ 新田墓地の補償について

説明 町営墓地の区画を墓地台帳の不備により重複して使用許可を交付した。話し合いの結果、町が移転費用を負担する事で合意を得られたため補正予算に計上した。

山村議員 計上されているのは移転補償費のみか。

A 相違ない。

山本議員 新庁舎への移転に併せ書類の確認も必要不可欠だが対策は（書類不備の観点から）。

A ファイリングシステム導入を考えている。職員一人ひとりの意識改革・書類管理にも努めていく。

鈴木議員 町民への説明は。

A 説明責任を果たした上で理解を求めたい。

森議員 個人情報の取り扱い

A 個人情報保護法に基づいて行う。

上松町庁舎建設 特別委員会 中間報告

十二月十六日（水）

新庁舎建設工事現場視察
岡谷組担当者より工事進捗状況の説明を受けて視察。



新庁舎 1階執務室 見学の様子



新庁舎 2階執務室 見学の様子

松塩筑木曽老人福祉施設組合議会報告

令和2年度11月定例会 11月5日(木)

●議事

議席の指定 伊藤 寿子 氏 (南木曽町議会議員)

決 算	令和元年度松塩筑木曽老人福祉施設組合一般会計歳入歳出決算	認 定
補正予算	令和2年度松塩筑木曽老人福祉施設組合一般会計補正予算(第1号)	可 決
報 告	管理者の専決処分事項の指定に係わる専決処分報告5件	—

●全員協議会

1. 第五次基本計画の見直しについて
2. 通所介護施設の貸与について

デイサービス運営を一般公募した結果、6施設のうち2施設の貸与先が決定。木曽郡内では木祖村「そほく」が応募なし、木曽町「ひなたぼっこ」が貸与予定先なしのため休止の予定。

3. 施設入所者定員の見直しについて

木曽郡内では「サニーヒルきそ」「なんてんの里」「木曽あすなろ荘」がそれぞれ10人減となっている。現時点の入所実績と同じ。

4. 令和3年度～5年度実施計画の策定について

議会活動報告

委員会や
個人活動以外の件

十月

23日

森林・林業・林産
業活性化議員連盟
木曽ブロック

26日

木曽南部土砂防災
ネットワーク議員
連盟総会・講演会

十一月

3日

上松町
功労者表彰式

8日

上松町消防記念日
上松町議会臨時会

十二月

11日

上松町議会定例会
上松町議会定例会

16日

森林・林業・林産業活性化
議員連盟木曽ブロック研修会



木曽南部土砂防災ネットワーク
議員連盟総会



編集後記

一年前、遠いところのニュースとして新型コロナウイルスの名前を耳にしました。やがてそれは台風の目となり全世界を巻き込み私たちの日常へも変化をもたらしました。

戸惑いと違和感を覚えた毎日のマスク、アルコール消毒、検温、飛沫防止シート等の新しい生活様式が今ではごく普通に生活にとけこんでいます。元来、人は風にゆれる柳の枝のようにしなやかで強い存在ではないかと思っています。

そして気付かされた事がもう一つ、離れて暮らす肉親友人への思いです。往來が簡単ではない今、身を案じる気持ちは祈りにも似たものがあると感じています。

新型コロナウイルスワクチンの開発、接種も全世界で進んでいます。今出来ない事もきつとできる「人間の英知は何ものにもまさる」と信じて皆で乗り越えましょう。

私達議会も新型コロナウイルス対策をはじめより良い暮らしの実現のため更に努力して参ります。

(鎌倉寿恵)